

平成 24 年度第 1 回

# 八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会

日 時 平成 24 年 6 月 27 日（水） 午後 1 時 30 分

場 所 市庁別館 8 階 研修室

## 次 第

### 1. 開会

### 2. 議事

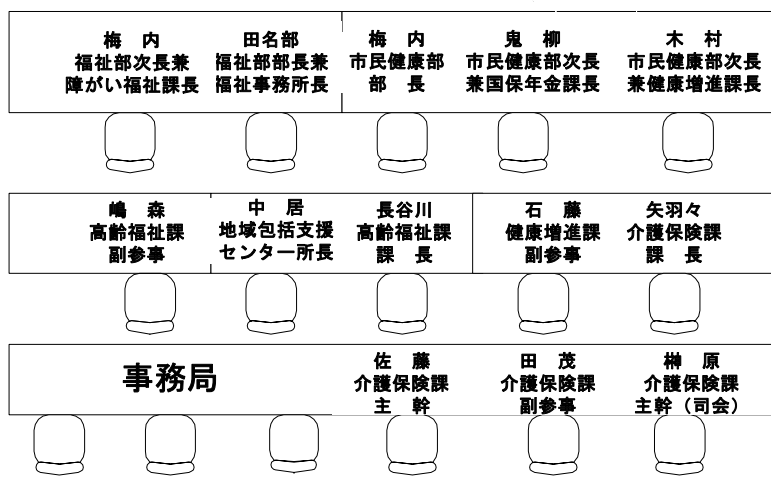
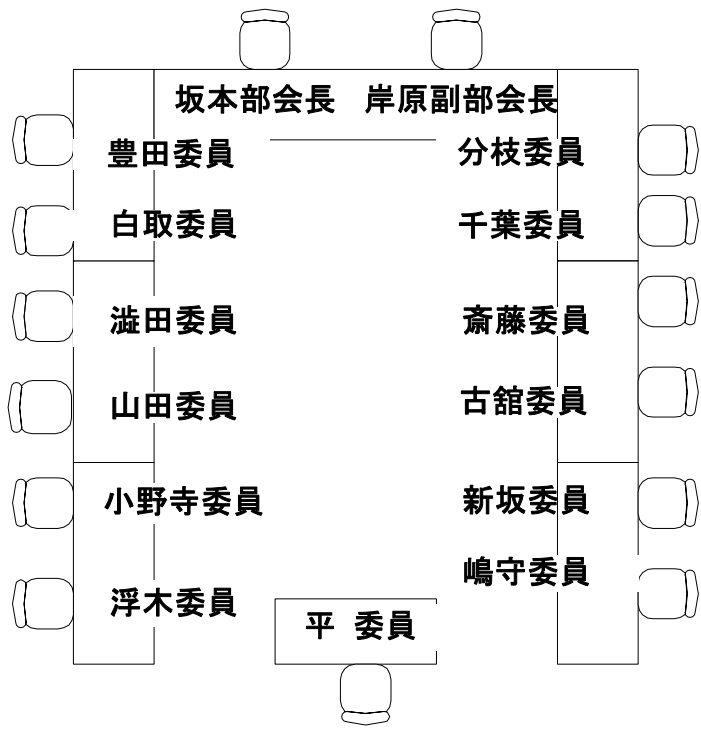
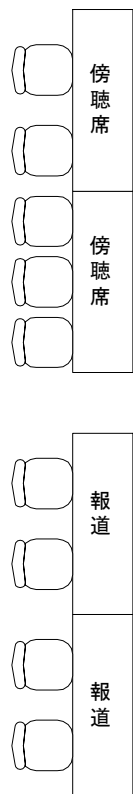
- (1) 平成 24 年度介護・高齢福祉部会及び分科会の開催予定について
- (2) 地方分権改革に伴う地域密着型サービスに係る基準条例の制定について
- (3) 地域密着型サービス事業所の指定更新等について
- (4) 介護予防支援業務委託事業者の承認について

### 3. 閉会

平成24年度第1回

八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会 席図

八戸市庁 別館8階 研修室 平成24年6月27日(水)13時30分～



(1)

**平成 24 年度介護・高齢福祉部会及び分科会の開催予定について**

| 開催月 | 介護・高齢福祉部会 | 地域密着型サービス運営委員会 | 地域包括支援センター運営協議会 | 開催日                                | 主な案件  |
|-----|-----------|----------------|-----------------|------------------------------------|---|
| 6月  | 第1回       |                |                 | 24年6月27日(水) 13時30分<br>場所:別館8階研修室   | ○平成24年度介護・高齢福祉部会及び分科会の開催予定について<br>○地方分権改革に伴う地域密着型サービスに係る基準条例の制定について<br>○地域密着型サービス事業所の指定更新等について<br>○介護予防支援業務委託事業者の承認について |
| 7月  |           |                | 第1回             | 24年7月11日(水) 13時30分<br>場所:別館2階会議室B  | ○平成23年度地域包括支援センター事業報告について<br>○平成24年度地域包括支援センター事業計画について<br>○介護予防支援業務委託事業者の承認について   |
| 8月  | 第2回       |                |                 | 24年8月22日(水) 13時30分<br>場所:別館2階会議室C  | ○平成23年度八戸市介護保険事業の概要について<br>○介護予防支援業務委託事業者の承認について  |
| 9月  |           | 第1回            |                 | 24年9月26日(水) 13時30分<br>場所:別館2階会議室B  | ○地方分権改革に伴う地域密着型サービスに係る基準条例の制定について   |
| 10月 | 第3回       |                |                 | 24年10月24日(水) 13時30分<br>場所:未定       | ○地方分権改革に伴う地域密着型サービスに係る基準条例の制定について   |
| 12月 |           | 第2回            |                 | 24年12月26日(水) 13時30分<br>場所:別館2階会議室C | ○第5期計画のサービス基盤整備に係る公募選定について  |
| 1月  | 第4回       |                |                 | 25年1月23日(水) 13時30分<br>場所:別館8階研修室   | ○平成24年度決算見込について<br>○居宅サービス事業所の新設・廃止状況について   |
| 2月  |           | 第3回            |                 | 25年2月20日(水) 13時30分<br>場所:別館2階会議室B  | ○第5期計画のサービス基盤整備に係る公募選定について  |

(2)

**地方分権改革に伴う地域密着型サービスに係る基準条例の制定について**

## 地方分権改革について

- 国は、『地方分権改革推進計画（H21. 12. 15 閣議決定）』・『地域主権戦略大綱（H22. 6. 22 閣議決定）』を定め、国と地方の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことはできるだけ地域（市町村）で決めることができるように、国に集中している権限や財源を地方に移譲する制度改革を進めている。
- 具体的には、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「国と地方の協議の場の法制化」、「基礎自治体への権限移譲」、「国の出先機関の原則廃止」、「補助金の一括交付金化」等がある。
- これらの制度改革を行うためには、多くの法律を改正する必要があることから、関係する法律を一括して改正するために、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「地方分権一括法」という。）が平成 23 年に成立し、施行されたところである。

### 地方分権一括法（1次）

平成 22 年通常国会提案→H23. 4. 28 成立

#### ○義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（1次）

- ・ 施設・公物設置管理の基準 12 法律を改正
- ・ 協議、同意、許可・認可・承認 27 法律を改正
- ・ 計画等の策定及びその手続き 14 法律を改正
- ・ その他 3 法律を改正

### 国と地方の協議の場に関する法律

国と地方の協議の場の構成・運営等について規定

### 地方分権一括法（2次）

平成 23 年通常国会提案→H23. 8. 26 成立

#### ○基礎自治体への権限移譲 47 法律を改正

#### ○義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（2次）

- ・ 施設・公物設置管理の基準 21 法律を改正
- ・ 協議、同意、許可・認可・承認 58 法律を改正
- ・ 計画等の策定及びその手続き 130 法律を改正

※上記のほか、個別法（介護保険法等）や政令改正により見直されているものあり。

## 地方の条例制定権の拡大について

- 地方分権一括法の施行により、地方公共団体が所管する事務について自ら条例を制定する範囲を拡大することを進めるため、公共施設の設備及び運営に関する基準等を、今後は国が定めるのではなく、国が示す政省令に応じて地方自治体自ら条例を制定して定めることとなる。
- 厚生労働省関係では、老人福祉法の「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」を条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任すること、介護保険法の「指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準」を条例（制定主体は都道府県）に委任すること等がある。
- 条例委任される基準は、次の3つの類型に分類され、条例の制定に当たっては、それを踏まえて地域の実情に応じて内容を定めることとなる。

|            |  |
|------------|--|
| 「従うべき基準」型  | ・「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準<br>・条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない<br>（法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容）      |
| 「標準」型      | ・「標準」とは、通常よるべき基準<br>・条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない<br>（法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容）                     |
| 「参酌すべき基準」型 | ・「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準<br>・条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない<br>（法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容） |

## 地域密着型サービスに係る基準条例の制定について

- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る基準は、厚生労働省令に定められているが、地方分権一括法（1次）及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（以下「介護基盤法」という。）の施行により、当該基準を市町村の条例で定めることとなる。
- 市町村条例の制定が必要となる事項は、次の3つとなるが、法施行日（H24.4.1）から1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を、当該条例で定める基準とみなす旨の経過措置が置かれている。

|   |   |
|---|---|
| 1 | 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、「申請者の法人格の有無に係る基準」の条例委任（介護基盤法による介護保険法の改正） |
| 2 | 指定地域密着型介護老人福祉施設の「入所定員に係る基準」の条例委任（介護基盤法による介護保険法の改正）                                      |
| 3 | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの「人員基準及び設備・運営に関する基準」の条例委任（地方分権法（1次）による介護保険法の改正）             |



(参考) 地域密着型サービスについて

- 地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、平成 18 年 4 月に創設された。原則として市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限をもち、新たに指定を行う場合は、原則公募制を導入することとされている。当市の状況は、次のようになっている。

| サービス種別<br>※は平成 24 年度に創設されたサービス |                                | 指定箇所数 A<br>H24.5.1 現在 | 整備見込箇所数 B<br>第 5 期計画 (H24~26) | 合計 A+B      |
|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------|-------------------------------|-------------|
| 小規模多機能型居宅介護<br>(介護予防あり)        | サービス拠点でのデイサービス・短期間宿泊及び居宅への訪問介護 | 10 箇所                 | 3 箇所                          | 13 箇所       |
| 認知症対応型通所介護<br>(介護予防あり)         | 認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス           | 6 箇所                  | 1 箇所                          | 7 箇所        |
| 認知症対応型共同生活介護<br>(介護予防あり)       | 認知症高齢者グループホームへの入居              | 30 箇所                 | 9 床整備 (新設又は増床)                | 31 又は 30 箇所 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護               | 小規模の介護専用型特定施設への入居              | 1 箇所                  | 0 箇所                          | 1 箇所        |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護           | 小規模の特別養護老人ホームへの入所              | 5 箇所                  | 1 箇所                          | 6 箇所        |
| 夜間対応型訪問介護                      | 夜間の定期巡回や通報による訪問介護              | 0 箇所                  | 0 箇所                          | 0 箇所        |
| ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護              | 短時間の定期巡回訪問・随時対応                |                       | 0 箇所                          | 0 箇所        |
| ※複合型サービス                       | 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せ          |                       | 0 箇所                          | 0 箇所        |

|   |   |
|---|---|
| 1 | 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、「申請者の法人格の有無に係る基準」の条例委任（介護基盤法による介護保険法の改正） |
|---|---|

| 法律    | 条        | 項・号        | 概要                             | 改正後の該当条文の内容  | 基準の類型  |
|-------|----------|------------|--------------------------------|--|--------|
| 介護保険法 | 第78条の2   | 第4項<br>第1号 | 指定地域密着型サービス事業者の法人格の有無に係る基準     | 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。<br>1 申請者が <u>市町村の条例で定める者</u> でないとき。     | 従うべき基準 |
|       |          | 第5項        |                                | <u>市町村が第4項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。</u>  |        |
|       | 第115条の12 | 第2項<br>第1号 | 指定地域密着型介護予防サービス事業者の法人格の有無に係る基準 | 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。<br>1 申請者が <u>市町村の条例で定める者</u> でないとき。 |        |
|       |          | 第3項        |                                | <u>市町村が第2項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。</u>  |        |

|   |  |
|---|--|
| 2 | 指定地域密着型介護老人福祉施設の「入所定員に係る基準」の条例委任（介護基盤法による介護保険法の改正） |
|---|--|

| 法律    | 条         | 項     | 概要                                    | 改正後の該当条文の内容  | 基準の類型  |
|-------|-----------|-------|---------------------------------------|--|--------|
| 介護保険法 | 第 78 条の 2 | 第 1 項 | 指定地域密着型<br>介護老人福祉施<br>設の入所定員に<br>係る基準 | 指定地域密着型サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が <u>29 人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者</u> ）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。 | 従うべき基準 |

|   |   |
|---|---|
| 3 | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの「人員基準及び設備・運営に関する基準」の条例委任（地方分権法（1次）による介護保険法の改正） |
|---|---|

| 法律    | 条      | 項            | 概要   | 改正後の該当条文の内容  | 基準の類型                             |
|-------|--------|--------------|--|--|-----------------------------------|
| 介護保険法 | 第78条の4 | 第1項          | 指定地域密着型サービス事業に従事する従業者の基準   | 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、 <u>市町村の条例で定める基準に従い</u> 市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。   |                                   |
|       |        | 第2項          | 指定地域密着型サービス事業の設備・運営基準  | 第1項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、 <u>市町村の条例で定める。</u>   |                                   |
|       |        | 第3項<br>第1～5号 | 1 従業者・員数<br>2 居室の床面積<br>3 小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護事業の利用定員<br>4 運営に関する事項<br>5 利用定員（3除く） | 市町村が第1・2項の条例を定めるに当たっては、 <u>第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令に定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</u><br>1 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数<br>2 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積<br>3 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員<br>4 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの<br>5 指定地域密着型サービスの事業（第3号に規定する事業を除く。）に係る利用定員 | 1～4 従うべき基準<br>5 標準<br>その他 参酌すべき基準 |

|       |             |                  |   |   |                                   |
|-------|-------------|------------------|---|---|-----------------------------------|
| 介護保険法 | 第 115 条の 14 | 第 1 項            | 指定地域密着型介護予防サービス事業に従事する従業者の基準  | 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、 <u>市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。</u>   |                                   |
|       |             | 第 2 項            | 指定地域密着型介護予防サービスの設備・運営基準   | 第 1 項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、 <u>市町村の条例で定める。</u>   |                                   |
|       |             | 第 3 項<br>第 1～5 号 | 1 従業者・員数<br>2 居室の床面積<br>3 介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型通所介護事業の利用定員<br>4 運営に関する事項<br>5 利用定員（3 除く） | 市町村が第 1・2 項の条例を定めるに当たっては、 <u>第 1 号から第 4 号までに掲げる事項については厚生労働省令に定める基準に従い定めるものとし、第 5 号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</u><br>1 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数<br>2 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積<br>3 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員<br>4 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの<br>5 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第 3 号に規定する事業を除く。）に係る利用定員 | 1～4 従うべき基準<br>5 標準<br>その他 参酌すべき基準 |

## 今後のスケジュール

|          |                   |                                |
|----------|-------------------|--------------------------------|
| 平成24年6月  | 第1回介護・高齢福祉部会 ※本日  | 条例制定の概要説明                      |
| 平成24年8月  | 第2回介護・高齢福祉部会      | 条例制定の概要説明 ※国・県から新たな情報提供があった場合等 |
| 平成24年9月  | 第1回地域密着型サービス運営委員会 | 条例案の審議                         |
| 平成24年10月 | 第3回介護・高齢福祉部会      | 条例案の審議                         |
| 平成24年12月 | 12月市議会定例会         | 条例案上程                          |

※上記は現時点で想定される最短日程として、12月市議会への上程を想定したものの。

(3)

**地域密着型サービス事業所の指定更新等について**

### ①指定更新

|   | 事業所名<br>(法人名)                              | 所在地           | サービス種別     | 指定更新日<br>(有効期間満了日)        | 更新に伴う新たな有効期間            |
|---|--|---------------|------------|---------------------------|-------------------------|
| 1 | 八戸医療生活協同組合デイサービスセンターさるかどした<br>(八戸医療生活協同組合) | 八戸市南類家一丁目13-7 | 認知症対応型通所介護 | 平成24年5月25日<br>(平成24年6月8日) | 平成24年6月9日～<br>平成30年6月8日 |

### ②新規指定

|   | 事業所名<br>(法人名)                     | 所在地               | サービス種別                   | 定員  | 事業開始年月日    |
|---|-----------------------------------|-------------------|--------------------------|-----|------------|
| 1 | 小規模多機能ホームほっとハウス<br>(社会福祉法人 友の会)   | 八戸市大字田面木字神明沢16-40 | 小規模多機能型居宅介護              | 25名 | 平成24年3月1日  |
| 2 | あんずの里小規模多機能ホームにいだ<br>(社会福祉法人 同伸会) | 八戸市大字新井田字坂9-1     | 小規模多機能型居宅介護              | 25名 | 平成24年4月1日  |
| 3 | 小規模多機能ホームサンシャイン<br>(社会福祉法人 東幸会)   | 八戸市大字常番町18        | 小規模多機能型居宅介護              | 25名 | 平成24年5月1日  |
| 4 | りんごっこ寿楽荘<br>(社会福祉法人 寿栄会)          | 八戸市大字田向字間ノ田36-2   | 小規模多機能型居宅介護              | 25名 | 平成24年5月1日  |
| 5 | ハピネスやくら<br>(社会福祉法人 ファミリー)         | 八戸市大字八幡字下樋田1番1    | 地域密着型介護老人福祉<br>施設入所者生活介護 | 20名 | 平成24年3月30日 |
| 6 | 修光園サテライト<br>(社会福祉法人 八陽会)          | 八戸市大字田向字松ヶ崎8-1    | 地域密着型介護老人福祉<br>施設入所者生活介護 | 29名 | 平成24年4月1日  |
| 7 | 光葉園<br>(社会福祉法人 みろく会)              | 八戸市大字鮫町字金屎35-90   | 地域密着型介護老人福祉<br>施設入所者生活介護 | 9名  | 平成24年5月1日  |

### ③事業所移転

|   | 事業所名<br>( )は移転前名称         | 法人名        | 所在地<br>( )は移転前所在地                            | サービス種別       | 定員  | 事業所移転年月日  |
|---|---------------------------|------------|--|--------------|-----|-----------|
| 1 | あんずの家                     | 医療法人 謙昌会   | 八戸市新井田字外久保3番11<br>(八戸市小中野五丁目2-5 おおまちマンション5階) | 認知症対応型共同生活介護 | 9名  | 平成24年4月1日 |
| 2 | たむかい寿楽荘<br>(石堂さくら通りロジェ)   | 社会福祉法人 寿栄会 | 八戸市大字田向字間ノ田36-2<br>(八戸市石堂二丁目29-7)            | 認知症対応型共同生活介護 | 8名  | 平成24年5月1日 |
| 3 | 石堂さくら通りしおん<br>(寿楽荘デイサービス) | 社会福祉法人 寿栄会 | 八戸市石堂二丁目29-7<br>(八戸市市川町字夏秋4)                 | 認知症対応型通所介護   | 10名 | 平成24年6月1日 |



(4)

**介護予防支援業務委託事業者の承認について**

## 介護予防支援業務委託事業者の承認について

### 【1】委託事業所

|      | 法人名                               | 代表者職氏名         | 事業所名                            | 事業所所在地                   |
|------|-----------------------------------|----------------|---------------------------------|--------------------------|
| 新規   | 株式会社 ファイン                         | 代表取締役<br>上館 唱二 | 居宅介護支援事業所 ひな                    | 八戸市西白山台三丁目 7-9           |
| 新規   | 社会福祉法人 秋葉会                        | 理事長<br>高橋 秀磁   | 居宅介護支援事業所 桔梗野の家                 | 八戸市大字市川町字桔梗野 15-7        |
| 新規   | 有限会社 リブライズ                        | 代表取締役<br>下沢 貴之 | 居宅介護支援事業所<br>かっこうの森 はしかみ        | 階上町蒼前西二丁目 9-988          |
| 事後承認 | 株式会社 しらかば<br>※平成 24 年 3 月 1 日より委託 | 代表取締役<br>清水 徹  | みずほ居宅介護支援事業所                    | 広島県廿日市市阿品四丁目 51-26       |
| 事後承認 | 医療法人 松田会<br>※平成 24 年 4 月 1 日より委託  | 理事長<br>松田 倫政   | 医療法人松田会 介護老人保健施設<br>エバーグリーン・イズミ | 宮城県仙台市泉区<br>実沢字立田屋敷 17-1 |

### 【2】給付管理者数について

|             | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 | 計  |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| ひな          | 10    | 10    | 7     | 6     | 5     | 38 |
| 桔梗野の家       | 8     | 12    | 7     | 10    | 9     | 46 |
| かっこうの森はしかみ  | 5     | 6     | 8     | 2     | 4     | 25 |
| みずほ         | 4     | 3     | 2     | 2     | 1     | 12 |
| エバーグリーン・イズミ | 7     | 6     | 4     | 3     | 5     | 25 |

【3】職員に関する事項

| 事業所         | 常勤・非常勤の別 | 専従・兼務の別 | 経験年数<br>(年) | 受持利用者数<br>(人) | 給付管理者数<br>(人) |
|-------------|----------|---------|-------------|---------------|---------------|
| ひな          | 常勤       | 専従      | 1           | 11            | 11            |
| 〃           | 常勤       | 専従      | 6           | 27            | 27            |
| 桔梗野の家       | 常勤       | 専従      | 3           | 36            | 31            |
| 〃           | 常勤       | 兼務      | 3ヶ月         | 15            | 15            |
| かっこの森はしかみ   | 常勤       | 専従      | 7           | 35            | 25            |
| みずほ         | 常勤       | 専従      | 1           | 20            | 12            |
| エバーグリーン・イズミ | 常勤       | 専従      | 5           | 30            | 25            |

【4】委託事業所数

当該事業所を含めて、66事業所

※各居宅の情報は6月1日現在のもの

※その他（報告）

現在委託中の有限会社リブライズ 居宅介護支援事業所かっこの森の移転について

| 区分    | 変更前             | 変更後                 |
|-------|-----------------|---------------------|
| 事業者番号 | 0272701111      | 0270302789          |
| 事業所名  | 居宅介護支援事業所 かっこの森 | 居宅介護支援事業所 かっこの森こなかの |
| 所在地   | 階上町蒼前西2丁目9-988  | 八戸市小中野3丁目24-13      |